

MitoriO使用ガイドライン

水戸市

1 目的

このガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、愛称「MitoriO」を店舗、組織、商品等の名称や事業、営業等にロゴタイプを使用すること及び愛称を表示することに関し必要な事項を定めることにより、MitoriOが広く使用され、親しまれるとともに、権利の保護を図ることを目的とします。

2 MitoriOとは

MitoriOは、水戸芸術館、水戸市民会館及び京成百貨店を合わせた一体的な区域の愛称です。



3 MitoriOに関する権利

MitoriOに関する著作権及び商標権は、水戸市に帰属します。

4 使用上のルール

(1) ロゴタイプの使用

ロゴタイプを使用する場合は、MitoriOロゴタイプ使用承認申請書（様式第1号）に、関係書類及び当該商品の見本その他のロゴタイプの使用状況がわかるものを添えて、使用する14日前までに水戸市文化交流課に提出してください。

水戸市、水戸芸術館、水戸市民会館運営事務局及び京成百貨店における内容審査を経て、MitoriOロゴタイプ使用承認通知書（様式第2号）による通知後、使用可能となります。使用の承認をしない場合は、MitoriOロゴタイプ使用不承認通知書（様式第3号）により通知します。

ロゴタイプを使用できる期間は、3年以内とし、引き続き使用を希望する場合は、再度、MitoriOロゴタイプ使用承認申請書の提出が必要です。

ロゴタイプの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守してください。

- ア 使用の承認を受けた目的にのみ使用すること。
- イ ロゴタイプを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ウ 使用の承認を受けたロゴタイプを改変する行為をしないこと。
- エ ロゴタイプに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。
- オ ロゴタイプは、使い方のルールを示した「V I マニュアル」に則った使用をすること。

(2) 愛称の使用（ロゴタイプを使用しない場合）

営利目的その他これに類する目的のために愛称を使用する場合は、あらかじめMitoriO愛称使用届出書（様式第4号）を提出してください。地図や案内図等に使用する場合は、届出不要です。

届出の内容については、水戸市から水戸芸術館、水戸市民会館運営事務局及び京成百貨店に適宜情報提供を行います。

愛称の使用に当たっては、次に掲げる事項について遵守してください。

- ア 「MitoriO」とアルファベットで表記してください（語頭のMと語尾のOは大文字。表記は、全角でも半角でも構いません）。

縦書きの場合など、やむを得ない理由でアルファベット表記ができない場合に限り、「ミトリオ」とカタカナで表記することができます。

表記の例

原則 MitoriO

例外 ミトリオ

不可 MITORIO／Mitorio／みとりお

- イ エリア愛称であることを明確にする必要がある場合は、「MitoriO 地区」と表記してください。また、MitoriOの範囲は、水戸芸術館、水戸市民会館及び京成百貨店を合わせた一体的な区域としてください。

5 使用の制限

次の各号に掲げる者がその事業、営業等のためにロゴタイプ及び愛称を使用することはできません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（水戸市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）が役員等に就任し又は経営に関与している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類する営業を行う者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする者

6 その他

- (1) 使用者がガイドラインに違反した場合その他愛称及びロゴタイプの使用を不相当と認める場合には、ロゴタイプの使用承認を取り消し、又は使用の中止を要求することがあります。その場合に、水戸市は、使用承認の取消し又は使用中止に起因する損失補償について一切の責任を負いません。
- (2) 今後ガイドラインに変更があった場合、既に承認を行ったロゴタイプの使用に関して協議を行う場合があります。

参考 ロゴタイプ

Mitorio	Mitorio ミトリオ
----------------	-------------------------------